

# アヤセ・プロムナード・コンサート

～タンゴの調べにのって～



「綾瀬市・海老名市・座間市文化振興プロジェクト」の一環として、アヤセ・プロムナード・コンサートを開催します。綾瀬市・海老名市・座間市の3市では、それぞれ異なる内容でコンサートを開催しています。

今回の曲目は、アストル・ピアソラの「ブエノスアイレスの四季」などです。神奈川フィル 首席ソロコンサートマスターの石田泰尚さんの華やかで情感のこもったバイオリン、中島剛さんのピアノ、神奈川フィルハーモニー管弦楽団によるアストル・ピアソラの世界をお楽しみください。

▶時 12月22日(日)14時30分から(開場14時) ▶場 オーエンス文化会館 ▶対 4歳以上の方(小学生以下保護者同伴) ▶定 1200人(申込順。全席指定) ▶費 1500円 ▶主 県央三市芸術文化振興協議会 ▶チケット購入方法 ▶先行販売(綾瀬・海老名・座間市内在住・在勤・在学の方限定) 9月29日9時～17時、綾瀬市役所生涯学習課へ直接 ▶一般販売 10月5日からの9時～17時、オーエンス文化会館へ直接(火・第3水曜日除く。電話での予約不可)

☎同課 ☎70・5670  
※この事業は、市町村振興宝くじ「サマージャンボ宝くじ」の収益金が充てられています



## 年金生活者支援給付金制度が開始

10月1日から、年金生活者支援給付金制度が開始されます。同給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは日本年金機構などが行います。

今年4月1日以前から年金を受給していて給付金の対象となる方には、同機構から請求手続きの案内が、9月上旬から順次発送されています。4月2日以降に受給

し始めた方で対象となる方は、年金請求手続きと併せて年金事務所か市役所で手続きとなります。

▶対象 ▶**高齢基礎年金受給者** 次の全てに該当する方  
①65歳以上②世帯全員が非課税であること③年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である▶**障害基礎年金・遺族基礎年金受給者** 前年の所得額が約462万円以下の方

☎同機構厚木年金事務所 ☎046・223・7171か保険年金課 ☎70・5618

## 日本語を学ぶお手伝いしてませんか 日本語ボランティア入門講座

外国人市民が日本語を学ぶ「お手伝い」をするためのノウハウを学びます。講師は県立国際言語文化アカデミア教授です。

市内には多くの外国人市民が生活していますが、日本語が分からず、地域に溶け込めていない方もいます。そのような方が日本語を学び、地域で楽しく暮らすためのお手伝いをしてみませんか。外国人の友人ができるかもしれません。

時 10月30日・11月6日の各水曜日14時～16時 場 市役所会議室 対 終了後に市内で日本語ボランティアとして活動できる方 定 10人(抽選) 申 10月4日までに企画課 ☎70・5657

☎同課



## 自力避難が難しい方は登録を 避難行動要支援者登録制度

地震や豪雨災害などにより、大規模な災害が発生した際、行政機関が対応できるまで時間がかかることが想定されます。

避難行動要支援者登録制度は、このようなときに、自力での避難が困難な市民が地域での支援を受けやすくするための制度です。

登録された情報は、市で管理し、自治会、各地区社会福祉協議会、民生委員(児童委員)にも共有し、災害時の安否確認や避難活動、日常的な見守り支援に活用します。

日頃の生活に不安を感じる方や災害時に自力での避難に心配のある方はぜひ登録してください。

障がい)

- 療育手帳(知的障がい) A1・A2など
- 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級など

④介護保険制度において、要介護3以上の認定を受け、日常生活上支援が必要な方

⑤その他支援を必要とする方

※①～⑤の場合であっても、自ら避難する事ができる方や、医療機関へ入院中の方、施設へ入所している方などは避難行動要支援者には当たりません

- 避難行動要支援者登録制度の対象者**
- ①65歳以上の1人暮らし高齢者
  - ②昼間独居の65歳以上の高齢者・障がい者
  - ③重度障がい者で日常生活上支援が必要な方
    - ・身体障害者手帳 1級・2級
    - (視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部

**ふれあい手帳**

かかりつけの病院やいつも飲んでいる薬などの情報を記入し、携帯することで、災害時や急病の際に、地域での支援を受けやすくするための「ふれあい手帳」の配布を行っています。

日頃から携帯して、外出時やいざというときのために活用してください。

☎福祉総務課 ☎70・5613

## 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

精神・発達障がいについての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを学びます。精神疾患の種類や特性、コミュニケーション方法や共に働く上でのポイントを学び、お互いに働きやすい環境にしませんか。講師はハローワーク職員です。

時 10月7日(月)15時～17時 場 市役所314会議室 対 企業で働く従業員の方 定 20人(申込順) 申 9月17日～30日に障がい福祉課 ☎70・5623

☎同課

